

# 公 告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第２項の規定により大規模小売店舗に係る届出事項の変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第８条第２項の規定により、東広島市の区域内に居住する者、東広島市において事業活動を行う者、東広島市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の東広島市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の実生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４月以内に、東広島市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

平成２９年５月２３日

東広島市長 藏 田 義 雄

## １ 大規模小売店舗の名称及び所在地

### （１）名称

ゆめマート安芸津

### （２）所在地

東広島市安芸津町三津皆実新開４３９７－２０外

## ２ 変更に係る事項

### （１）大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

#### ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）

| 開店時刻    | 閉店時刻    |
|---------|---------|
| 午前９時００分 | 午後９時３０分 |

（変更後）

| 開店時刻    | 閉店時刻    |
|---------|---------|
| 午前８時００分 | 午後９時３０分 |

#### イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）

| 駐車可能時間帯            |
|--------------------|
| 午前８時４５分から午後９時４５分まで |

（変更後）

| 駐車可能時間帯            |
|--------------------|
| 午前７時４５分から午後９時４５分まで |

### 3 変更年月日及び変更の理由

#### (1) 変更年月日

平成29年5月20日

#### (2) 変更の理由

(1) 消費者のニーズに応えるため

(2) 開店時刻の繰り上げに伴い、店舗利用者の利便を図るため

### 4 届出年月日

平成29年5月19日

### 5 縦覧期間及び縦覧場所

#### (1) 縦覧期間

平成29年5月23日（火）から平成28年9月25日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）とし、縦覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

#### (2) 縦覧場所

東広島市産業部商業観光課

東広島市西条栄町8番29号

### 6 意見書の提出期限及び提出先

#### (1) 提出期限

平成28年9月25日（月）

#### (2) 提出先

東広島市産業部商業観光課